

# 「商品先物取引法における不招請勧誘禁止規制の緩和策に対する意見」(H26.4.8)について

消費者委員会事務局

## 1. 経済産業省及び農林水産省の不招請勧誘禁止規制の見直し案

経済産業省及び農林水産省は、平成26年4月、「商品先物取引法施行規則」及び「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」の改正案を公表して意見公募を開始した。

改正案は、商品先物取引法施行規則を改正することにより、7日間の熟慮期間を設け、顧客の理解度を確保する条件の下で、70歳未満の消費者への電話・訪問勧誘による取引を認めるとともに、ハイリスク取引(FX、市場デリバティブ、有価証券の信用取引等)の経験者(自社以外との契約者を含む)に対する勧誘を認めるという内容となっている。

## 2. 消費者委員会からの意見の概要

- (1) 商品先物取引に対する不招請勧誘禁止規制の必要性と適用対象の範囲は、国会における慎重な審議を踏まえて定められたものであり、この経緯を重く捉えるべきである。ところが今回の改正案は、商品先物取引法及び同法に基づく政令により禁止されている不招請勧誘行為について、省令で事実上解禁しようというもので、極めて不適切である。
- (2) 改正案は、事実上70歳未満の消費者に対する商品先物取引業者による電話・訪問勧誘を解禁しようとするものであり、社会問題化してきた古いビジネスモデルを再び活性化させ、高齢者のいのち金や、一般消費者の生活基盤である預貯金を極めてリスクの高い投資に向かわせ、同時に、詐欺的投資勧誘を行おうとする悪質な事業者に格好のツールを提供する結果となる。したがって、改正案が実施されれば、再び商品先物取引被害が社会問題化する危険性が極めて高い。
- (3) 改正案による7日間の熟慮期間の設定は、商品先物取引勧誘の局面において、とりわけ高齢者を含め複雑でハイリスク・ハイリターンな取引に不慣れな一般消費者の保護には、ほとんど機能しないものであることにも留意する必要がある。



改正案は、法律及び政令による不招請勧誘禁止の対象を、省令で大幅に限定し、事実上電話・訪問勧誘を解禁するものであり、手続的にも、内容的にも到底許容できるものではない。

当委員会としては、このような改正案が、消費者保護の観点から見て、重大な危険をはらむものであることに鑑み、かかる動向を看過することができず、深く憂慮し、その再考を求めるものである。